

守ってね!



最低賃金

滋賀県
最低賃金

時間
額

927

円



(令和4年10月6日発効)

特定(産業別)最低賃金 (令和4年12月31日発効)

ガラス・同製品、
セメント・同製品、
衛生陶器、
炭素・黒鉛製品、
炭素繊維製造業

967時間額円

はん用機械器具、
生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

978時間額円

計量器・測定器・
分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・
電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

965時間額円

自動車・
同附属品製造業

981時間額円

CHECK!



※1 最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は含まれません。

- ①結婚手当など臨時に支払われる賃金 ②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
③時間外手当 ④休日手当 ⑤深夜手当の割増部分 ⑥精皆勤手当 ⑦通勤手当 ⑧家族手当

※2 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。

※3 派遣労働者は、派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。

※4 特定(産業別)最低賃金は、上記の他「紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業」最低賃金(時間額789円)、「各種商品小売業」最低賃金(時間額840円)がありますが、滋賀県最低賃金が適用されます。

お問い合わせ先



滋賀労働局賃金室 077(522)6654
大津労働基準監督署 077(522)6616

彦根労働基準監督署 0749(22)0654
東近江労働基準監督署 0748(22)0394

滋賀労働局のホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html

